

令和3年度 整備主任者法令研修 「研修受講レポート」

事業者名	事業場名 (認証番号)	整備主任者氏名
<u>運輸長野有限会社</u>	<u>運輸長野有限会社</u> (<u>長認証第001号</u>)	<u>山田 太郎, 北信 次郎, 運輸 一郎,</u> <u>運輸 五郎, 北信 十郎, 山田 麗子</u>

○各項目の設定については、事業場内教育を受けた中で重要であるとする事項を記載

項目1：自動運転に対応した新たな検査手法を導入

- ・令和6年10月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示により、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始
- ・検査の対象となる装置は、①運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）、自動命令型操舵機能（レーンキープ）等）、②自動運行装置、③排ガス関係装置

項目2：量産を目的とした超小型モビリティに係る基準の整備及び特区法の改正に伴う制度整備

- ・量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正
- ・フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突について、当分の間、試験速度を時速40kmとすることができる。
- ・具体的には、「特区」の枠組みで実施される自動運転の実証実験に用いられる自動車についてのみ特例

項目3：「自動車検査業務等実施要領」の一部改正（令和2年通達）

- ・自動運行装置搭載車である旨：「自動運行装置搭載車」、自動運行装置搭載車である旨（走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日）：自動

項目 4：大型車の車輪脱落事故防止、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和 2 年度緊急対策

- ・タイヤ交換作業やユーザーへの注意事項として、① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための 4 つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、タイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

項目 5：特定整備制度に関する Q & A

- ・特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造。（①②③「電子制御装置整備」の内容）
 - ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
 - ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープ機能（※）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外し、取付位置、取付角度の変更又は機能調整を行う整備・改造
 - ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】
- ・電子制御装置整備の認証を受けた事業場の構内で作業を行う場合であって、当該認証工場の自らの管理の下で自動車の窓ガラス交換の作業が行われる旨取り決めが交わされている場合には、ガラス交換を行う者が認証を受けていなくても作業可能。この場合において、特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称、構内外注作業の内容、構内外注作

業は特定整備事業者の管理の下で行われることの項目が記載されている書面は、「取り決めが交わされていること」として取り扱う。

- ・エーミング用のターゲットについては、必要なときに入手する体制があれば保有する必要はなし。例えば、事業場間で共同保有する、必要な際に借りる等の形態でも構わない。
- ・認証要件として、少なくとも一車種以上の車両を整備できるスキャンツールを1台保有していれば構わない。
- ・分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できない。

項目6：自動車技術総合機構からのお知らせ

- ・近畿地方の検査場敷地内で大型ダンプの運転者が、ダンプ二台とフレームの間に挟まり死亡するという事故が発生した。
- ・検査場内における受検者の運転操作ミスによる事故が多発。ブレーキ検査を実施していた車両がブレーキとアクセルを踏み間違え、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テストを破損（約1,000万円）

令和 3 年度 整備主任者法令研修の事業場内教育実施報告書

長野運輸支局長首席陸運技術専門官 あて

事業者名及び認証番号 運輸長野有限会社
長認証第 001 号
事業場名 運輸長野有限会社
代表者氏名 運輸 太郎 印

令和 3 年度の整備主任者法令研修について、事業場内教育を受講した当該事業場の整備主任者を下記のとおり報告します。

記

1. 令和 3 年度の整備主任者法令研修を受講した当該事業場の整備主任者の氏名
 - ・ 運輸 太郎
2. 記 1 の法令研修の受講日
 - ・ 令和 3 年 10 月 1 日
3. 事業場内教育に用いた資料名
 - ・ 令和 3 年度整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】 (国土交通省作成)
 - ・ 令和 3 年度整備主任者・自動車検査員研修資料【地域教材】
(北陸信越運輸局自動車技術安全部作成)

4. 事業場内教育受講状況

	整備主任者氏名	事業場内教育実施日	事業場内教育実施時間
1	<u>山田 太郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 3 日</u>	<u>3 時間</u>
2	<u>北信 次郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 3 日</u>	<u>3 時間</u>
3	<u>運輸 一郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 5 日</u>	<u>2 時間 30 分</u>
4	<u>運輸 五郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 5 日</u>	<u>2 時間 30 分</u>
5	<u>北信 十郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 9 日</u>	<u>2 時間 40 分</u>
6	<u>山田 麗子</u>	<u>令和 3 年 10 月 9 日</u>	<u>2 時間 40 分</u>

注 1:事業場内教育実施時間については、2 時間以上が必要です。

注 2:整備主任者を 7 名以上選任している場合は、適宜報告欄を追加してください。

注 3: (様式 1)「研修受講レポート」を添付してください。

注 4: 研修受講後 2 ヶ月以内に整備振興会に提出してください。

令和3年度 自動車検査員研修 「研修受講レポート」

事業者名	事業場名 (指定番号)	自動車検査員氏名
<u>運輸北信 有限会社</u>	<u>運輸 南信</u> (第6001号)	<u>長野 一郎, 飯山 五郎,</u> <u>掘金 十郎, 飯島 麗子</u>

○各項目の設定については、事業場内教育を受けた中で重要であるとする事項を記載

項目1：自動運転に対応した新たな検査手法を導入

- ・令和6年10月から、自動車の検査（車検）において、自動ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示により、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始
- ・検査の対象となる装置は、①運転支援装置（衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）、自動命令型操舵機能（レーンキープ）等）、②自動運行装置、③排ガス関係装置

項目2：量産を目的とした超小型モビリティに係る基準の整備及び特区法の改正に伴う制度整備

- ・量産を目的とした最高時速60km以下の超小型モビリティについて、一般道を自由に走行できる車両の安全対策について検討した結果を踏まえ、普及促進に向けた基準の整備等に関する改正
- ・フルラップ前面衝突、オフセット前面衝突について、当分の間、試験速度を時速40kmとすることができる。
- ・具体的には、「特区」の枠組みで実施される自動運転の実証実験に用いられる自動車についてのみ特例

項目3：「自動車検査業務等実施要領」の一部改正（令和2年通達）

- ・自動運行装置搭載車である旨：「自動運行装置搭載車」、自動運行装置搭載車である旨（走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日）：自動

項目 4：大型車の車輪脱落事故防止、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和 2 年度緊急対策

- ・タイヤ交換作業やユーザーへの注意事項として、① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための 4 つのポイントについて周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪については重点的に確認するよう啓発すること。④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、タイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

項目 5：特定整備制度に関する Q & A

- ・特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造。(①②③「電子制御装置整備」の内容)
 - ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
 - ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープ機能（※）に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外し、取付位置、取付角度の変更又は機能調整を行う整備・改造
 - ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】
- ・電子制御装置整備の認証を受けた事業場の構内で作業を行う場合であって、当該認証工場の自らの管理の下で自動車の窓ガラス交換の作業が行われる旨取り決めが交わされている場合には、ガラス交換を行う者が認証を受けていなくても作業可能。この場合において、特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称、構内外注作業の内容、構内外注作

業は特定整備事業者の管理の下で行われることの項目が記載されている書面は、「取り決めが交わされていること」として取り扱う。

- ・エーミング用のターゲットについては、必要なときに入手する体制があれば保有する必要はなし。例えば、事業場間で共同保有する、必要な際に借りる等の形態でも構わない。
- ・認証要件として、少なくとも一車種以上の車両を整備できるスキャンツールを1台保有していれば構わない。
- ・分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できない。

項目6：自動車技術総合機構からのお知らせ

- ・近畿地方の検査場敷地内で大型ダンプの運転者が、ダンプ二台とフレームの間に挟まり死亡するという事故が発生した。
- ・検査場内における受検者の運転操作ミスによる事故が多発。ブレーキ検査を実施していた車両がブレーキとアクセルを踏み間違え、前方でヘッドライト検査を行っていた車両に激しく追突し、押し出された車両がヘッドライト・テストを破損（約1,000万円）

令和 3 年度 自動車検査員研修の事業場内教育実施報告書

長野運輸支局長首席陸運技術専門官 あて

事業者名及び指定番号 運輸北信 有限会社 第 6001 号事業場名 運輸 南信 代表者氏名 中信 太郎 印

令和 3 年度の自動車検査員研修について、事業場内教育を受講した当該事業場の自動車検査員を下記のとおり報告します。

記

1. 令和 3 年度の自動車検査員研修を受講した当該事業場の自動車検査員の氏名

・ 中信 太郎

2. 記 1 の法令研修の受講日

・ 令和 3 年 10 月 15 日

3. 事業場内教育に用いた資料名

・ 令和 3 年度整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】 (国土交通省作成)

・ 令和 3 年度整備主任者・自動車検査員研修資料【地域教材】

(北陸信越運輸局自動車技術安全部作成)

4. 事業場内教育受講状況

	自動車検査員氏名	事業場内教育実施日	事業場内教育実施時間
1	<u>長野 一郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 19 日</u>	<u>3 時間 10 分</u>
2	<u>飯山 五郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 19 日</u>	<u>3 時間 10 分</u>
3	<u>堀金 十郎</u>	<u>令和 3 年 10 月 21 日</u>	<u>3 時間 15 分</u>
4	<u>飯島 麗子</u>	<u>令和 3 年 10 月 21 日</u>	<u>3 時間 15 分</u>

注 1: 事業場内教育実施時間については、3 時間以上が必要です。

注 2: 自動車検査員を 5 名以上選任している場合は、適宜報告欄を追加してください。

注 3: (様式 3)「研修受講レポート」を添付してください

注 4: 研修受講後 2 ヶ月以内に整備振興会に提出してください。

